

	法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
1	株式会社NIPPO	9010001034987	東京都中央区京橋 1 - 1 9 - 1 1	令和 7 年4月11日 ～ 令和 7 年7月18日	工事請負契約に係る 指名停止等の措置要領 別表第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為)	当該業者の系列プラントは、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局、東京航空局が発注し当該業者が受注した工事（別添参照）において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該業者に対し出荷していた。 これらの工事においては、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていたものの、当該業者は、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）」を使用し、かつ、系列プラントは、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該業者へ出荷していたことが判明した。 当該業者は、系列プラントから管理指標実績等の報告を受けていたが、系列プラントによる上記の行為を防止するための適切な行為を怠り、結果回避義務を果たさなかった。 また、当該業者の系列プラントは、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局発注の工事（別添参照）において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）」を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）」を使用し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。 当該業者は、系列プラントと密接な人的・資本関係にあり、また、同社から管理指標実績等の報告を受けていたが、NIPPO と系列プラント間で結んでいた契約書に基づく品質管理義務を果たさなかった。

2	鹿島道路株式会社	1010001001805	東京都文京区後楽 1 - 7 - 2 7	令和 7 年4月11日 ～ 令和 7 年7月10日	工事請負契約に係る 指名停止等の措置要領 別表第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為)	当該業者は、北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事（別添参照）において、アスファルト舗装工事を受注し、施工したが、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」して工事を行っていたことが判明した。 当該業者の合材製造所長等は、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていた工事へ納入する合材について、再生骨材が用いられることを容認していた。 また当該業者は、関東・北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局の工事（別添参照）において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を自社プラントで製造し、当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。 アスファルト舗装工事を受注し、施工した案件同様、受注者に対し出荷していた案件についても当該業者の合材製造所長等は、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていた工事へ納入する合材について、こちらも再生骨材が用いられることを容認していた。 四国地方整備局では土佐国道事務所発注の令和 4 年度国道55 号吉良川地区舗装外工事において「令和 6 年 3 月 4 日付けで引き渡しを受けている完成済み工事」であるが、国土交通省が実施した調査の結果、本工事においても設計図書と異なるアスファルト合材が使用されていたことが発覚した。
---	----------	---------------	----------------------	--	---	--

3	日精株式会社	9010401021610	東京都港区西新橋1丁目18番17号	令和7年6月20日 ～ 令和7年8月19日	工事請負契約に係る 指名停止等の措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	当該業者ほか3社は、建設業者から「水平循環方式分離式の機械式駐車装置」(以下「特定地下式PS設置工事」と言う。)の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが4社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
---	--------	---------------	-------------------	-----------------------------	---	---

4	住友重機械 搬送システム 株式会社	5010701005036	東京都品川区西品川1丁目1番1号	令和7年6月20日 ～ 令和7年8月19日	工事請負契約に係る 指名停止等の措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	当該業者ほか3社は、建設業者から「水平循環方式分離式の機械式駐車装置」(以下「特定地下式PS設置工事」と言う。)の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが4社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
---	-------------------------	---------------	------------------	-----------------------------	---	---

5	I H I 運搬機械 株式会社	8010001036712	東京都中央区明石町8番1号	令和7年6月20日 ～ 令和7年8月19日	工事請負契約に係る 指名停止等の措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	当該業者ほか3社は、建設業者から「水平循環方式分離式の機械式駐車装置」(以下「特定地下式PS設置工事」と言う。)の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが4社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
---	--------------------	---------------	---------------	-----------------------------	---	---

6	新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	令和7年6月20日 ～ 令和7年8月19日	工事請負契約に係る 指名停止等の措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	当該業者ほか3社は、建設業者から「水平循環方式分離式の機械式駐車装置」(以下「特定地下式PS設置工事」と言う。)の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが4社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
---	-----------	---------------	----------------	-----------------------------	---	---

7	関電ファシリティーズ 株式会社	8120001126535	大阪府大阪市中央区城見 1 丁目 3 番 7 号	令和 7 年 7 月 4 日～ 令和 7 年 1 0 月 3 日	工事請負契約に係る 指名停止等の措置要領 別表第2第 1 3 号 (建設業法違反行為)	① 当該事業者は大阪市内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26 条第1 項の規定に違反し技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格（1 級電気工事施工管理技士）を取得し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28 条第1 項第2 号に該当するとして大阪府より11 日間の営業停止処分を受けた。 ② 当該事業者は平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2 年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日に行った、平成30年3月31日、平成31年3月31 日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27 条の26 第2 項から第4 項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格（A 氏にあっては1 級電気工事施工管理技士及び1 級管工事施工管理技士、B氏にあっては1 級管工事施工管理技士）を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが建設業法第28 条第1 項柱書に該当するとして大阪府より指示処分を受けた。
---	-----------------	---------------	--------------------------	-------------------------------------	--	--

8	パナソニックマーケティングジャパン株式会社	4120001016657	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	令和7年7月18日 ～令和7年10月17日	工事請負契約に係る 指名停止等の措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	①当該業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長から2日間の営業停止処分を受けた。 ②当該業者は建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、関東地方整備局長から指示処分を受けた。
---	-----------------------	---------------	---------------------	--------------------------	---	--

9	パナソニック環境エンジニアリング株式会社	3120901008457	大阪府吹田市垂水町3丁目2番33号	令和7年7月18日 ～令和7年10月17日	工事請負契約に係る 指名停止等の措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	当該業者は、施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。 当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。 このことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局長より指示処分及び22日間の営業停止処分を受けた。
---	----------------------	---------------	-------------------	--------------------------	---	---